五十一の十二～五十九の七　（略）	五十一の十二～五十九の七　（略）
五十九の八　セバベルチニブ及びその製剤	（新設）
五十九の九～五十九の三十四　（略）	五十九の八～五十九の三十三　（略）
六十～百十の十　（略）	六十～百十の十　（略）
百十の十一　ベピロビルセン、その塩類及びそれらの製剤	（新設）
百十の十二～百十の十九　（略）	百十の十一～百十の十八　（略）
百十の二十　ベロトラルスタット、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一個中ベロトラルスタットとして一五〇mg以下を含有するものを除く。	（新設）
百十の二十一～百十の三十　（略）	百十の十九～百十の二十八　（略）
百十一～百四十六　（略）	百十一～百四十六　（略）
別表第五（第二百二十八条の十関係）	**別表第五**（第二百二十八条の十関係）
医薬品	医薬品
一～百三十四　（略）	一～百三十四　（略）
百三十五　セバベルチニブ及びその製剤	（新設）
百三十六～二百五十九　（略）	百三十五～二百五十八　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

法規的告示

○厚生労働省告示第三百二十六号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十九条第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品（平成十七年厚生労働省告示第二十四号）の一部を次の表のように改正する。

令和八年八月二十四日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
次に掲げる医薬品（専ら疾病の診断に使用されることが目的とされている医薬品であって、人の身体に直接使用されることのないものを除く。）	次に掲げる医薬品（専ら疾病の診断に使用されることが目的とされている医薬品であって、人の身体に直接使用されることのないものを除く。）
一～七　（略）	一～七　（略）
八　次に掲げるもの、その誘導体、それらの水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤（前各号に掲げるもの及び殺そ剤を除く。）。ただし、二以上の有効成分を含有する製剤にあっては、次に掲げるものに限る。	八　次に掲げるもの、その誘導体、それらの水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤（前各号に掲げるもの及び殺そ剤を除く。）。ただし、二以上の有効成分を含有する製剤にあっては、次に掲げるものに限る。
(1)～(10)　（略）	(1)～(10)　（略）
(11)　アザシチジン	(11)～(268)　（略）
(12)～(269)　（略）	（新設）
(270)　オベポレクストン	(269)～(388)　（略）
(271)～(390)　（略）	（新設）
(391)　ゲムシタビン	(389)～(529)　（略）
(392)～(532)　（略）	（新設）
(533)　セバベルチニブ	(530)～(978)　（略）
(534)～(982)　（略）	（新設）
(983)　ブレンソカチブ	(979)～(1280)　（略）
(984)～(1285)　（略）	
九　（略）	九　（略）

○厚生労働省告示第三百二十七号

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第百九十二号）第四条第六項第一号の規定に基づき、医薬品等副作用被害救済制度の対象とならない医薬品等（平成十六年厚生労働省告示第百八十五号）の一部を次の表のように改正する。

令和八年八月二十四日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
一～百三十三　（略）	一～百三十三　（略）
百三十四　セバベルチニブ及びその製剤	（新設）
百三十五～二百九十　（略）	百三十四～二百八十九　（略）

○農林水産省告示第千二百四十七号

特定水産資源の採捕の停止に関する省令（令和二年農林水産省令第六十九号）第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年八月二十四日

農林水産大臣　鈴木　憲和

資源管理基本方針（令和二年農林水産省告示第千九百八十二号）別紙２－37に規定するみんくくじら基地式捕鯨業（オホーツク海域）におけるみんくくじらの漁獲量の総量が当該大臣管理区分に係る大臣管理漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きく、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第三十三条第一項第一号に掲げる場合に該当すると認める。